

広島市立小・中学校適正配置計画(素案)

1 適正配置の目的

近年の出生者数の減少に伴い、全国的に小・中学校の児童生徒数が減少している。

広島市においても、小学校の児童数はピーク時(昭和 57 年度(1982 年度))の 63.1%、中学校の生徒数はピーク時(昭和 62 年度(1987 年度))の 57.1% にまで減少し、学校の小規模化が進んでいる。

こうした学校の小規模化に伴い児童生徒が相互に刺激し合い切磋琢磨する機会が少なくなることや、選択教科、部活動等において、生徒の多様な要望に十分に応えられなくなるなどの教育面の課題が生じている。

これらの諸課題に対処し、知・徳・体の調和のとれた教育を推進するため、学校の適正配置に取り組み、併せて、限られた財源の中で学校施設の効率的な整備・充実を図る。

2 基本的考え方

広島市立学校適正配置のあり方に関する報告書

〔広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討
協力者会議から平成 21 年(2009 年)3 月 16 日報告〕

学校の適正規模

学級数

小学校 1 学年当たり 2 学級以上
(1 校当たり 12 学級以上)

中学校 1 学年当たり 3 学級以上
(1 校当たり 9 学級以上)

児童生徒数

1 学級当たり 30 人程度

少人数教育の取組状況

少人数教育を推進するため、平成 20 年度(2008 年度)から「少人数教育推進のための段階的プラン(第 I 期)※1」を実施しており、最終的には小中全学年 20 人程度の学級とすることを目標に取り組むことについている。

適正配置検討対象校の選定基準

適正配置の対象校の選定に当たっては、本市がめざしている少人数教育の最終目標である全クラス 20 人程度の学級の実現を前提に、仮に 20 人以下学級を実施したとしても、なお小規模となる学校を適正配置の検討対象校とする。

【基 準】

「20 人以下学級」で換算した学級数 ※2
(平成 21 年(2009 年)5 月時点)

小学校 1 校当たり 11 学級以下

中学校

1 校当たり 8 学級以下

かつ、将来推計(平成 27 年(2015 年)5 月時点)においても上記の基準に該当する学校

適正配置検討対象校

小学校 24 校
(140 校)

中学校 6 校
(64 校)

(合計 30 校／204 校)

※1 「少人数教育推進のための段階的プラン(第 I 期)」
平成 20 年度(2008 年度)から平成 23 年度(2011 年度)
の間で、小学校 1 年生から中学校 1 年生までの学年に
35 人以下の学級を導入する。

※2 「20 人以下学級」の換算方法

1 学年ににおいて 20 人を超える学級が 2 以上になる
場合は、各学級が 20 人以下となるよう学級を分離。20
人を超える学級(25 人が上限)が 1 の場合は、学級は
分離せず非常勤講師 1 人を新たに配置し対応する。

適正配置検討対象校の児童生徒数、学級数及び将来推計

区分	学校名	平成21年(2009年)5月時点			平成27年(2015年)5月時点		
		児童生徒数 (人)	普通学級数 (学級)	20人以下学級換算(学級)	児童生徒数 (人)	普通学級数 (学級)	20人以下学級換算(学級)
小学校 (24校)	中区 基町	140	6	8	77	6	6
	荒神町	75	6	6	45	※ 5	※ 5
	黄金山	177	6	11	125	6	6
	元宇品	112	6	6	59	6	6
	似島	50	6	6	48	※ 4	※ 4
	似島学園	32	※ 4	※ 4	36	※ 4	※ 4
	西区 己斐東	175	6	11	179	6	10
	山田	74	6	6	109	6	6
	安佐南区 戸山	85	6	6	60	※ 5	※ 5
	高南	186	6	11	125	6	6
	井原	36	※ 4	※ 4	33	※ 3	※ 3
	志屋	12	※ 3	※ 3	12	※ 3	※ 3
	三田	161	6	10	104	6	6
	大林	62	6	6	60	※ 5	※ 5
	飯室	135	6	9	75	6	6
中学校 (6校)	小河内	15	※ 3	※ 3	4	※ 2	※ 2
	久地	30	※ 4	※ 4	20	※ 3	※ 3
	鈴張	152	6	9	159	6	10
	筒瀬	42	※ 4	※ 4	42	※ 4	※ 4
	安芸区 阿戸	130	6	6	74	6	6
	佐伯区 河内	155	6	9	160	6	9
	湯来東	37	※ 5	※ 5	26	※ 3	※ 3
	湯来西	23	※ 3	※ 3	11	※ 3	※ 3
	湯来南	191	7	11	145	6	8
中学校 (6校)	南区 似島	24	3	3	19	3	3
	似島学園	34	3	3	12	※ 2	※ 2
	安佐南区 戸山	56	3	3	49	3	3
	安芸区 阿戸	82	3	5	48	3	3
	佐伯区 湯来	47	3	3	24	3	3
	砂谷	131	5	8	83	3	4

(※は複式学級編制)

適正配置実施手法の検討

適正配置検討対象校について、次の4つの実施手法を検討した。

- (1) 特別認定校等方式
- (2) 小・中連携教育推進校(施設共用型)方式
- (3) 通学区域の見直し(学区分割)方式
- (4) 学校統合方式

適正配置計画の実施及び計画の見直し

この素案に基づき策定した適正配置計画については、5年以内に実施するものとする。

なお、適正配置計画については、今後の児童生徒数の推移や少人数教育の進展状況を踏まえ、5年ごとに見直しを行う。

3 適正配置実施手法とその検討結果

(1) 特別認定校等方式

【現況及び基本方針等】

- ① 豊かな自然環境等の学校の立地上の特色を生かし、学区外からの児童生徒を受け入れ、特徴的な教育活動を行う特別認定校制度を設けている。具体的には、似島小・中学校及び筒瀬小学校において、いきいき体験オープンスクールを実施している。
- ② その他特別な位置付けにある学校としては、全寮制児童養護施設併設型の似島学園小・中学校、中高一貫教育を行う安佐北中学校がある。
- ③ これら特別な位置付けがある学校については、学校統合の対象としない。
- ④ なお、現在の応募状況等を踏まえ、今回の適正配置計画においては、特別認定校等の新たな認定は行わない。

【検討結果】

検討対象校	適否	説明
筒瀬小	○	継続(いきいき体験オープンスクール)
似島小・中	○	継続(いきいき体験オープンスクール)
似島学園小・中	○	継続(養護施設併設型学校)

(2) 小・中連携教育推進校(施設共用型)方式

【現況及び基本方針等】

- ① 小中学校が連携し、義務教育9年間を見据えた一貫性・系統性のある教育課程を編成し実施することにより、児童生徒の学力の向上や、いわゆる「中1ギャップ」の解消、小中合同行事の開催などの交流活動による児童生徒の心身の健やかな発達の促進など、教育の一層の充実を図ることができる。
そのため、市内の中学校において、学校や地域の実態に応じ様々な形態での小中連携を進めている。
- ② その中でも、中学校区内に小学校が1校だけ存する場合で、かつ、両校が隣接している場合には、校舎改修等の時期を踏まえながら、より強い連携を実現するため、小・中学校の施設を共用した小・中連携教育推進校として整備することにしている。
- ③ 適正配置検討対象校において、この条件に該当する場合は、適正配置の一環として、施設共用型の小・中連携教育推進校とすることを検討し、その位置付けがされた場合には、学校統合の対象としない。
- ④ ただし、市街地が連たんしている地域で、統合先が比較的近くにあり、将来、小中学校とも適正配置の検討対象になる可能性が高い場合には学校統合方式を優先することにし、適正配置の一環としての小・中連携教育推進校（施設共用型）化は行わない。

【検討結果】

検討対象校	適否	説明
戸山小・中	○	整備中
阿戸小・中	○	整備予定

(3) 通学区域の見直し(学区分割)方式

【基本方針】

- ① 適正配置検討対象校の学区を分割することについては、学区を単位とするコミュニティへの影響等を考慮し、学区が行政区をまたがっている場合や、一学校に統合すると元の学区内において通学距離が著しく不均衡になる場合など、限定的に検討する。
- ② また、適正配置検討対象校の隣接学区を分割して検討対象校の学区に編入することも、学区を単位とするコミュニティへの影響等を考慮し、原則として行わない。ただし、隣接校において校舎増築等が将来必要になる場合などには、限定的にこれを検討する。

【検討結果】(該当なし)

(4) 学校統合方式

【基本方針】

- ① 特別認定校や施設共用型の小・中連携教育推進校としての位置付けがある場合などを除き、適正配置検討対象校においては、学校統合を検討する。
- ② 学校統合に伴う校舎の新增築は、原則として行わない。
統合先学校の既存校舎で受入れが困難な場合は、学校統合の実施を見送り、次期適正配置計画を策定する際に改めて検討する。
なお、旧白木町、旧安佐町など、もともと学級数が少なく保有教室が少ない地区の学校においては、特例として校舎の増築・新築を行う。ただし、当面は、財政負担を考慮し、小規模な増築についてのみ行う。(例:高南小学校での校舎増築)
- ③ 旧市内以外の合併町については、旧町単位で小学校・中学校とも1校は存置する。
- ④ 統合先については、原則として、小学校は同一中学校区内で距離が近い小学校、中学校は同一行政区で距離が近い中学校とする。
ただし、他の中学校区内又は行政区内外に通学上明らかに有利な学校がある場合には、その学校との統合も検討する。
- ⑤ 分離新設の経緯がある場合は、分離元の学校への統合を優先して検討し、保有教室数等の問題でそれが困難な場合は、分離新設校への統合も検討する。
- ⑥ 統合の検討に当たっては、統合後の通学距離・通学方法、地域コミュニティへの影響等について十分勘案する。



【検討結果】

区分	統合検討対象校	統合受け校	適否	説明
小学校 (19校)	基町	白島	○	<ul style="list-style-type: none"> 統合可 跡利用については、地域活性化に資するような利用を関係部局等と協議調整していく。
	荒神町	段原	×	教室不足(現状▲4)
	黄金山	仁保	×	教室不足(現状▲2)
		大河	×	教室不足(将来▲11)
	元宇品	宇品	×	教室不足(現状▲2)
		宇品東	×	教室不足(現状▲3)
	己斐東	己斐	×	教室不足(現状▲4)
	山田	美鈴が丘	×	教室不足(将来▲6)
	高南	-	-	統合受け校
	井原	高南	○	<ul style="list-style-type: none"> 統合可(1教室増築) 通学方法を検討する。 跡利用については、地域活性化に資するような利用を関係部局等と協議調整していく。
	志屋			
	三田	高南	×	教室不足(現状▲5)
	大林	三入	×	教室不足(将来▲4)
	飯室	-	-	統合受け校
	小河内	飯室	○	<ul style="list-style-type: none"> 統合可 通学方法を検討する。 跡利用については、地域活性化に資するような利用を関係部局等と協議調整していく。
	久地			
	鈴張	統合受け校は飯室小学校となるが、敷地が狭小なため、統合する場合は清和中学校敷地への統合校舎の新築が必要。	×	<ul style="list-style-type: none"> 校舎新築は費用がかさむため、当面見送る。
	河内	-	-	統合受け校(将来検討)
	湯来東	両校が大きく離れているため、統合する場合は中心に位置する湯来中学校敷地への統合校舎の新築が必要。	×	<ul style="list-style-type: none"> 校舎新築は費用がかさむため、当面見送る。 将来、統合に合わせて小・中連携校化も検討する。
	湯来西			
	湯来南	-	×	同一中学校区内に統合受け校なし
中学校 (2校)	湯来	-	×	将来、小・中連携校化を検討
	砂谷	-	×	地区内に統合校なし

※ 教室不足(現状):35人以下学級(平成21年度)において統合受け校で余裕教室が不足する場合

※ 教室不足(将来):20人以下学級換算(平成27年度)において統合受け校で余裕教室が不足する場合

4 今後の進め方

この素案をホームページで公表するとともに、統合を検討している小学校等へ説明を行い、広く意見を聴取したうえで適正配置計画を策定する。